

亀山市告示第174号

亀山市災害時要援護者サポート事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年10月2日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市災害時要援護者サポート事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市災害時要援護者サポート事業実施要綱（平成27年亀山市告示第76号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「亀山市個人情報保護条例（平成17年亀山市条例第20号）第11条第2項の規定による通知を行う」を「被登録者にその旨を通知する」に改める。

附 則

この告示は、平成27年10月5日から施行する。